



# 島根県報

平成30年6月29日（金）

第3,018号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (健康推進課) 2

### 【告 示】

平成30年度定期種畜検査に合格した種畜 (畜産課) 2

土地改良区の役員の退任の届出 (農村整備課) 4

### 【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (農業経営課) 4

土地立入りの通知 (用地対策課) 5

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5

### 【特定調達公告】

波積ダム建設事業波積ダム本体建設工事に係る一般競争入札の実施 (土木総務課) 6

「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するICT環境整備事業に係る一般競争入札の実施 (教育指導課) 10

### 【公企規程】

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 13

### 【病院局規程】

島根県病院局事務処理規程の一部改正 14

### 【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定 14

## 公布された条例等のあらまし

◇療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第72号）

## 1 規則の概要

租税特別措置法の改正に伴う規定及び様式の整理（別表・様式第1号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第72号

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表備考2(2)中「第24項」を「第25項」に改める。

様式第1号備考2中「第24項」を「第25項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

## 島根県告示第456号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による平成30年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成30年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品種	検査成績
21232010005	長橋（日馬繁32S00014）	馬 日本鞍系種	2級
21332010003	花光（日馬繁32S00019）	馬 日本鞍系種	2級
21432010001	春本十九（日馬繁32S00020）	馬 日本鞍系種	2級
10250415791	85の3国牽（全和黒14699）	牛 黒毛和種	2級
11346929505	弦福照（全和黒原5824）	牛 黒毛和種	2級
11371927330	清福165の9（全和黒原5772）	牛 黒毛和種	2級
11346929659	国牽165の9（全和黒原5851）	牛	2級

		黒毛和種	
11361633340	安福德 (全和黒原6078)	牛 黒毛和種	2級
11215874424	桐花福 (全和黒原4983)	牛 黒毛和種	1級
11346595823	河福秀 (全和黒原5671)	牛 黒毛和種	1級
11478451479	吉聖2682 (全和黒15182)	牛 黒毛和種	1級
11347749928	平賢桜 (全和黒15004)	牛 黒毛和種	2級
11052113694	弘勝 (全和16子島黒1163231)	牛 黒毛和種	1級
10504109636	隆娘 (全和黒原5222)	牛 黒毛和種	1級
10247040784	恵茂勝 (全和黒原5266)	牛 黒毛和種	特級
11259327283	茂弘松井 (全和黒原5381)	牛 黒毛和種	1級
10841693010	勝照茂 (全和黒原5478)	牛 黒毛和種	1級
11334435605	久茂福 (全和黒原5488)	牛 黒毛和種	1級
11564305709	蔵久 (全和黒原6155)	牛 黒毛和種	2級
11367245127	勇桜 (全和黒原5886)	牛 黒毛和種	2級
10246282178	旬 (全和黒原5685)	牛 黒毛和種	1級
11362892739	知夫里 (全和黒原5869)	牛 黒毛和種	1級
11475730324	第2玉鋼 (全和黒原5942)	牛 黒毛和種	1級
10863551596	不知火 (全和黒原6094)	牛 黒毛和種	2級
11378299140	縁 (全和黒原6154)	牛 黒毛和種	2級
11501177956	芳光国 (全和黒15315)	牛 黒毛和種	1級
11490702917	隆福隆 (全和黒原6090)	牛 黒毛和種	1級

## 島根県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

浜田市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

鍛冶畑 義征 浜田市長見町656番地

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

平成30年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
浜田市金城町久佐イ34番2	田	945
浜田市金城町久佐イ40番3	田	643
浜田市金城町久佐イ40番4	田	592
浜田市金城町久佐イ43番3	田	897
浜田市金城町久佐イ43番5	田	927
浜田市金城町久佐イ567番1	田	1,007

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
平成30年 7 月 1 日	権利の始期から平成32年 3 月31日まで	5,360

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成30年 7 月13日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課農地調整グループ

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成30年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

島根県

2 事業の種類

矢原川治水ダム建設事業

3 立ち入ろうとする土地の区域

島根県浜田市三隅町矢原574番

島根県浜田市三隅町矢原574番 5

島根県浜田市三隅町矢原576番 1

4 立ち入ろうとする期間

平成30年12月15日から平成31年 2 月28日まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

益田市乙吉町イ657番 1 の一部、イ795番 1 の一部、イ795番 4 の一部、イ795番 7 の一部、イ795番 8、イ795番 9、イ795番10、イ795番11、イ795番12の一部、イ811番 1 の一部、イ811番 2 の一部、イ811番 4、イ813番 1 の一部、イ815番の一部、イ816番 1 の一部、イ899番 2 の一部、イ901番 1 の一部、イ901番 2、イ815番地先からイ795番 1 地先まで、イ795番 1 地先からイ657番 1 地先まで

益田市東町口758番 2 の一部

面積 12,760.51平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市下本郷町219番地 2

株式会社 三洋不動産

代表取締役 宮地 和恵

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 入札に付する事項

### (1) 工事名

波積ダム建設事業 波積ダム本体建設工事（以下「本件工事」という。）

### (2) 施工場所

島根県江津市波積町本郷地内

### (3) 工事概要

本工事は、波積ダム本体を建設する工事である。

型式 重力式コンクリートダム

堤高 H=48.2メートル

堤頂長 L=126.0メートル

基礎掘削工 V=39,500立方メートル

基礎処理工 L=7,489メートル

堤体工 V=67,280立方メートル

### (4) 予定工期

約39か月間（工期末：平成34年 3 月24日限り）

### (5) 予定価格

4,200,736,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

### (6) 本件工事は、施工計画等に関する技術提案を受け付け、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式の適用工事（試行）である。

また、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の2に規定する最低制限価格は設定されず、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づく低入札価格調査制度が適用される工事である。

### (7) 本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事であり、詳細は特記仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

次の要件を満たす特別共同企業体であること。

### (1) 次に掲げる条件を満たし、かつ、島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号）第8条の規定により認定を受けていること。

ア 次の第1グループ、第2グループ及び第3グループがそれぞれ1者により構成されていること。代表者は、第1グループとし、施工能力及び出資比率が最大であること。

#### (ア) 第1グループ

次に掲げる要件を満たす者

a 土木一式工事について、平成29年1月10日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）における総合評定値（客観点数）が1,300点以上であること。

b 元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の代表者（ただし、出資比率20%以上）として、平成15年度以降に完成した堤高30メートル以上のコンクリートダム（多目的・治水・利水ダムの新設であって、砂防ダムを除く。以下同じ。）本体工事の施工実績があること。

c 平成30年6月28日時点で1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士（建設部門）のいずれか

の資格を有する者（入札公告の前日に会社に所属する技術者で、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるもの。以下「技術者」という。）が20名以上いること。

(f) 第2グループ

次に掲げる要件を満たす者

- a 土木一式工事について、平成29年1月10日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査における総合評定値（客観点数）が1,100点以上であること。
- b 元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（ただし、出資比率20%以上）として、平成15年度以降に完成した河川のコンクリート構造物工事の施工実績があること。
- c 平成30年6月28日時点で技術者が20名以上いること。

(g) 第3グループ

次に掲げる要件を満たす者

- a 土木一式工事について、平成29年1月10日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査における総合評定値（客観点数）が950点以上であること。
- b 元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（ただし、出資比率20%以上）として、平成15年度以降に完成した河川のコンクリート構造物工事の施工実績があること。
- c 平成30年6月28日時点で技術者が10名以上いること。

イ 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、構成員のうち代表者は監理技術者、他の構成員は各々主任技術者を配置できること。

- (7) 1級土木施工管理技士又は土木工事業に関し、これと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
- (f) 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。
- (g) 監理技術者は、元請又は共同企業体の代表者の技術者として平成15年度以降に完成した堤高30メートル以上のコンクリートダム本体工事の工事経験及び10年以上のダム（砂防ダムを除く。）工事の経験があること。  
なお、コンクリートダム本体工事の工事経験として認めるのは、基礎掘削から堤体コンクリート打設完了まで連続した従業期間があるものに限る。
- (e) 配置する主任技術者のいずれか1名は、平成15年度以降に完成した河川のコンクリート構造物工事の経験があること。
- (f) 監理技術者は、ダム工事総括管理技術者（（一財）日本ダム協会の資格）の資格を有すること。

ウ 現場代理人を本件工事に専任で配置できること。

配置する現場代理人は、元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（ただし、出資比率20%以上）の技術者として、コンクリートダム本体工事の工事経験があること。

なお、コンクリートダム本体工事の工事経験として認めるのは、基礎掘削から堤体コンクリート打設完了まで連続した従業期間があるものに限る。

(2) 各構成員が次に掲げる要件を満たすものであること。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。かつ、土木一式工事について島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 島根県における県税の滞納がない者であること。
- エ 入札公告の日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていないこと。

オ 入札に参加しようとする特別共同企業体の構成員と他の特別共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がある場合若しくはその他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

カ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階）

島根県土木部土木総務課建設産業対策室

電話 0852-22-5185

#### (2) 入札手続等

島根県電子入札運用基準（受注者用）（以下「電子入札運用基準」という。）により電子調達（入札）システムにより行うものとする。ただし、電子調達（入札）システムの利用未登録者及び事情により入札手続きを書面により行う者は、電子入札運用基準により紙入札方式参加承認願いを提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送等に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵便等」という。）を利用すること。

#### (3) 入札説明書の交付

##### ア 交付期間

平成30年6月29日から同年9月6日まで

##### イ 交付方法

入札情報サービス（<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>）を利用すること。

#### (4) 競争参加資格確認申請

本件工事の入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる競争参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

##### ア 受付期間

平成30年7月2日から同月20日までの間（土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、同月20日は午後4時まで受け付けるものとし、郵送等の場合はこの時刻までに必着とする。）

##### イ 提出方法

電子入札運用基準により電子調達（入札）システムを利用し提出すること。

また、紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

#### (5) 総合評価技術資料

本件工事の入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる総合評価技術資料を次のとおり提出すること。

##### ア 受付期間

(4)と同時に提出すること。

##### イ 提出方法

電子入札運用基準により電子調達（入札）システムにより提出すること。

また、紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

#### (6) 設計図書の閲覧

##### ア 閲覧期間

平成30年6月29日から同年10月8日まで

## イ 閲覧方法

(3)イと同じ。

なお、詳細な設計図書については、島根県土木部土木総務課建設産業対策室のホームページに掲載する。

([http://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/bid\\_kensetsu\\_sangyo/hazumidam\\_koukoku.html](http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_kensetsu_sangyo/hazumidam_koukoku.html))

## (7) 入札書及び工事費内訳書の提出

競争参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書及び工事費内訳書を提出すること。

## ア 提出期間

平成30年 9 月 5 日午前 9 時から同月 6 日午後 4 時まで（ただし、同月 5 日午後 5 時から同月 6 日午前 9 時までの期間を除く。）

## イ 提出方法

(4)イと同じ。

## (8) 契約条項の開示

## ア 開示期間

(3)アと同じ。

## イ 開示方法

(3)イと同じ。

## (9) 開札

## ア 日時

平成30年 9 月 7 日午前10時から

## イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 島根県土木部土木総務課

## 4 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

## (4) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、技術提案が発注者の示す標準案と同等以上の入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

また、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときはくじ（電子くじを含む。）による。

なお、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準調査価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、評価値の最も高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

なお、本契約は島根県議会の議決を必要とするため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

- (1) Subject Matter of Contract : Hazumi Dam Construction Project Construction Work for the Hazumi Dam
- (2) Deadline for the submission of application forms and attached documents for qualification confirmation : 20 July 2018, 4 : 00 p.m.
- (3) Bid submission period : From 5 September 2018, 9 : 00 a.m. to 6 September 2018, 4 : 00 p.m.
- (4) Date and time for the submission of tenders : 7 September 2018, 10 : 00 a.m.
- (5) For further information and tender documents, please contact : Construction Industry Policy Office, General Affairs Division for Public Works, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government, South Building 8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501  
Phone : 0852-22-5185

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年6月29日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量  
「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するICT環境整備事業（安来高等学校外37校） 一式
- (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間  
平成30年10月27日から平成35年10月26日まで
- (4) 納入期限  
平成30年10月26日（金）  
ただし、システムの構築期限は同年10月24日（水）とする。
- (5) 納入場所  
島根県立安来高等学校（島根県安来市佐久保町115）  
島根県立情報科学高等学校（島根県安来市能義町310）  
島根県立松江北高等学校（島根県島根県松江市奥谷町164）  
島根県立松江南高等学校（松江市八雲台1-1-1）  
島根県立松江東高等学校（島根県松江市西川津町510）  
島根県立松江工業高等学校（島根県松江市古志原4-1-10）  
島根県立松江工業高等学校定時制（島根県松江市古志原4-1-10）  
島根県立松江商業高等学校（島根県松江市浜乃木8-1-1）  
島根県立松江農林高等学校（島根県松江市乃木福富町51）  
島根県立宍道高等学校（島根県松江市宍道町宍道1586）  
島根県立大東高等学校（島根県雲南市大東町大東637）  
島根県立横田高等学校（島根県仁多郡奥出雲町稲原2178-1）  
島根県立三刀屋高等学校（島根県雲南市三刀屋町三刀屋912-2）

島根県立三刀屋高等学校掛合分校（島根県雲南市掛合町掛合3601）  
島根県立飯南高等学校（島根県飯石郡飯南町野萱800）  
島根県立平田高等学校（島根県出雲市平田町1）  
島根県立出雲高等学校（島根県出雲市今市町1800）  
島根県立出雲工業高等学校（島根県出雲市上塩冶町420）  
島根県立出雲商業高等学校（島根県出雲市大津町2525）  
島根県立出雲農林高等学校（島根県出雲市下横町950）  
島根県立大社高等学校（島根県出雲市大社町北荒木1473）  
島根県立大田高等学校（島根県大田市大田町大田イ568）  
島根県立邇摩高等学校（島根県大田市仁摩町仁万907）  
島根県立島根中央高等学校（島根県邑智郡川本町川本222）  
島根県立矢上高等学校（島根県邑智郡邑南町矢上3921）  
島根県立江津高等学校（島根県江津市都野津町293）  
島根県立江津工業高等学校（島根県江津市江津町1477）  
島根県立浜田高等学校（島根県浜田市黒川町3749）  
島根県立浜田高等学校定時制（島根県浜田市黒川町3749）  
島根県立浜田商業高等学校（島根県浜田市熱田町675）  
島根県立浜田水産高等学校（島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-3）  
島根県立益田高等学校（島根県益田市七尾町1-17）  
島根県立益田翔陽高等学校（島根県益田市高津3-21-1）  
島根県立吉賀高等学校（島根県鹿足郡吉賀町七日市937）  
島根県立津和野高等学校（島根県鹿足郡津和野町後田ハ12-3）  
島根県立隠岐高等学校（島根県隠岐郡隠岐の島町有木尼寺原1）  
島根県立隠岐島前高等学校（島根県隠岐郡海士町福井1403）  
島根県立隠岐水産高等学校（島根県隠岐郡隠岐の島町東郷吉津2）全38校  
島根県教育庁教育指導課（島根県松江市殿町1）

## (6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種に登録された者であること。
  - ア 営業種目の大分類「文具・事務用機器」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。
  - イ 営業種目の大分類「借入品」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有する

とともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。

- (5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (7) 島根県が行う物品の売買、借入れに係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階  
島根県教育庁教育指導課  
電話 0852-22-5412  
ファクシミリ 0852-22-6026

#### (2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成30年6月29日（金）から同年8月8日（水）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

#### (3) 入札書の提出期限等

日時 平成30年8月16日（木）午前10時30分まで  
（郵便入札にあつては、平成30年8月16日（木）午前10時必着）  
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第一会議室  
（郵便入札にあつては、(1)の場所）

#### (4) 開札の日時及び場所

日時 平成30年8月16日（木）午前10時30分から  
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第一会議室

### 4 その他

#### (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

#### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成30年8月8日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（教育指導課）に報告するとともに警察に通報すること。なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service required : Details : Lease and maintenance of Projector and Tablet for education at Yasugi High School and 37 other schools 1 Set

(2) Deadline for Tender : 10 : 30 a.m. 16 August 2018

(Applications by mail must arrive at the Office above by 10 : 00 a.m. 16 August 2018)

(3) Please tender all information to : C/O School Education Guidance Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Phone : 0852-22-5412

## 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第28条の3」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

#### 第21条及び第22条 削除

第28条の次に次の2条を加える。

（職務代理等の場合に使用する公印）

**第28条の2** 管理者、局長、課長、事業所長等の職務にある者に事故等がある場合において、他の職員が職務代理、事務取扱等を命ぜられその職務を代行するときは、その職務を代行される者の公印を使用するものとする。

(印影の印刷)

**第28条の3** 島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）に基づく納入通知書については、公印の印影の印刷をもって押印に代えることができる。

別表第1第18号局長専決事項の欄に次のように加える。

10 放置自動車の撤去の勧告又は命令をすること。

別表第2中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例（平成30年島根県条例第11号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

ア 放置自動車の調査及び警告書の貼付けをさせ、並びに警察署に通報すること。

イ 放置自動車を移動し、及び保管し、所有者等に通知し、所有者等が判明しない場合に公示し、並びに警察署に通知すること。

ウ 廃自動車と認定した、又は廃自動車と認定することが困難な場合の処分に係る公示をした放置自動車を処分すること。

エ 放置自動車の移動及び保管又は処分に要した費用を請求すること。

#### 附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

## 島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

### 島根県病院局管理規程第6号

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表第2の18の項本局局長専決事項の欄に次のように加える。

2 放置自動車の撤去の勧告又は命令をすること。

別表第3中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

14 島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例（平成30年島根県条例第11号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

ア 放置自動車の調査及び警告書の貼付けをさせ、並びに警察署に通報すること。

イ 放置自動車を移動し、及び保管し、所有者等に通知し、所有者等が判明しない場合に公示し、並びに警察署に通知すること。

ウ 廃自動車と認定した、又は廃自動車と認定することが困難な場合の処分に係る公示をした放置自動車を処分すること。

エ 放置自動車の移動及び保管又は処分に要した費用を請求すること。

#### 附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

## 収 用 委 員 会 告 示

### 島根県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので告示

する。

平成30年 6 月 29 日

島根県収用委員会会長 大 野 敏 之

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道 9 号改築工事（三隅・益田道路）（島根県浜田市三隅町三隅地内から益田市遠田町地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県益田市西平原町

（単位：m<sup>2</sup>）

地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積	収用又は 使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
1235番 2	山林	山林	8,637	広大地のため 実測せず	686.45	収用	一部

4 土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし、土地登記名義人（亡）田中 タケ 相続人

（上記相続人のうち、戸籍調査等により判明している者は別表のとおり）

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年 6 月 21 日

別表

整理番号	氏名	住所	持分
1	倉井 敬文	神奈川県横浜市都筑区川和町2586番地 4	不明
2	下村 美穂	大阪府大阪市東成区大今里二丁目26番14号	不明
3	稲葉 知佐	東京都町田市南大谷1309番地 1 A 号室	不明
4	倉井 信夫	大阪府岸和田市池尻町118番地の 3 サングレイスA棟201号	不明
5	山崎 誠	神奈川県横浜市西区楠町11番地 3 サンクレイドル横濱212号	不明
6	穂積 玉枝	東京都練馬区旭町一丁目33番22-322号	不明
7	倉井 伸三	島根県浜田市三隅町古市場1739番地 6	不明
8	前原 蓉子	島根県浜田市相生町2208番地 3	不明
9	郷田 利喜夫	島根県益田市久々茂町イ717番地 2	不明
10	郷田 恵美	山口県山口市平井218番地 5（姫山ハイツB-106）	不明
11	郷田 蘭	島根県益田市久々茂町イ717番地 2	不明
12	郷田 創一郎	東京都足立区千住緑町二丁目 7 番14号 Vie-α千住大橋202	不明
13	郷田 寿美礼	島根県益田市久々茂町イ717番地 2	不明
14	高野 光義	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1890番地	不明
15	吉川 栄子	島根県松江市御手船場町587番地 1 フローレンス御手船場町グランドアーク1002号	不明
16	村田 好美	島根県浜田市三隅町古市場963番地18	不明
17	村田 直也	広島県広島市南区松川町 1 番18-602号	不明
18	村田 恵子	島根県浜田市三隅町古市場963番地18	不明

19	川上 真子	島根県大田市久手町刺鹿2741番地 1	不明
20	植田 伊津代	島根県浜田市三隅町岡見601番地 3	不明
21	田中 佐千子	島根県益田市西平原町733番地	不明
22	田中 一	島根県益田市西平原町733番地	不明
23	村上 ツナ子	島根県益田市西平原町1235番地 3	不明
24	平石 和枝	新潟県燕市野中才2176番地	不明
25	谷口 勝子	島根県隠岐郡隠岐の島町大久山根28番地	不明
26	堅田 定道	島根県浜田市治和町口462番地	不明
27	村上 光正	島根県浜田市長浜町148番地の乙	不明
28	村上 二郎	島根県浜田市長浜町148番地の乙	不明
29	前田 義信	島根県益田市美都町仙道801番地 1	不明
30	常松 貞江	大阪府高槻市安岡寺町三丁目 3 番 6 号	不明
31	安本 都	大阪府吹田市津雲台六丁目22番 2 号	不明
32	野上 照代	島根県浜田市三隅町古市場568番地	不明
33	栗山 久美子	島根県浜田市三隅町西河内1084番地24	不明
34	野上 克巳	島根県浜田市三隅町古市場568番地	不明
35	野上 裕子	島根県浜田市黒川町240番地 8	不明
36	河野 弘子	島根県浜田市田町1628番地	不明
37	野上 英利	島根県江津市二宮町神主1990番地108	不明
38	水迫 教江	愛知県名古屋市中川区春田二丁目32番地 (春田荘 A 棟101号)	不明
39	岡本 俊夫	広島県尾道市因島田熊町36番地 3	不明
40	森山 美智枝	島根県浜田市相生町2146番地 7	不明
41	上田 幸子	山口県山口市宮野上2519番地10	不明
42	佐藤 真由美	広島県広島市佐伯区海老園一丁目 2 番18-403号	不明
43	室谷 道恵	広島県広島市東区福田一丁目186番地 6	不明
44	上田 法明	山口県山口市宮野上91番地13	不明
45	津森 学	大分県大分市明野高尾三丁目11番地の13	不明
46	津森 修	兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目 2 番14-901号	不明
47	津森 英吉	島根県松江市本庄町540番地 3	不明